

○防衛省告示第二百五十号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（平成二十八年防衛省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

防衛大臣 浜田 靖一

防衛省の庁舎の表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。